

## 指定統計調査の承認等の状況

(平成19年12月分)

平成 20 年 1 月 21 日  
政策統括官(統計基準担当)

## ○ 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
民間給与実態統計調査(7条2項)	国税庁長官	承認事項の変更 ○ 集計結果の業種分類を現行の10分類から14分類に変更する。 ○ 所得税法(昭和40年法律第33号)の改正を踏まえ、給与所得者用調査票の「損害保険料控除」欄を「地震保険料控除」欄に変更する。 ○ 給与階級別の諸控除に関する集計表に男女別表章を追加する。また、再雇用制度の導入等を踏まえ、年齢別表章の60歳以上の区分に、60～64、65～69、70歳以上という区分を追加する。	19.12.7
国民生活基礎調査(7条2項)	厚生労働大臣	承認事項の変更 ○ 平成20年4月から後期高齢者医療が実施されることに伴い、医療保険の加入状況に関する設問の選択肢に「後期高齢者医療」を追加し、平成20年の調査から適用する。	19.12.12
個人企業経済調査(7条2項)	総務大臣	承認事項の変更 ○ 都道府県への法定受託事務の一部を民間事業者へ委託することが可能となるよう調査方法に民間事業者への委託に係る記述を追加する。	19.12.19
学校基本調査(7条2項)	文部科学大臣	承認事項の変更 ○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の一部改正に伴い、調査票及び調査要綱について以下の変更	19.12.25

		<p>を行う。</p> <p>(1) 公立大学法人が高等専門学校を設置することが可能となることに伴い、調査の目的を変更する。</p> <p>(2) 学校（幼稚園）の並び順を変更する。</p> <p>(3) 電子調査票収集システムに関する届出様式の規定を廃止する。</p> <p>(4) 都道府県の提出物を変更する。</p> <p>(5) 「副校長（幼稚園は副園長）・主幹教諭・指導教諭」を追加する。</p>	
学校教員統計調査 （7条2項）	文部科学大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正に伴い、調査票及び調査要綱について以下の変更を行う。</p> <p>(1) 公立大学法人が高等専門学校を設置することが可能となることに伴い、調査の方法を変更する。</p> <p>(2) 学校（幼稚園）の並び順を変更する。</p> <p>(3) 「副校長（幼稚園は副園長）・主幹教諭・指導教諭」を追加する。</p>	19.12.25
学校保健統計調査 （7条2項）	文部科学大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>○ 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）の一部改正に伴い、調査票及び調査要綱について、学校（幼稚園）の並び順を変更する。</p>	19.12.25

（注）本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。